

令和6年7月10日  
西日本高速道路株式会社  
中國支社

### 入札参加資格停止措置について

#### 1. 入札参加資格停止業者

入札参加資格停止業者		住 所
鹿島道路株式会社	元 請	東京都文京区後楽1-7-27
橋本工業有限会社	一次下請	広島県呉市安浦町三津口5-12-16

#### 2. 入札参加資格停止期間

令和6年7月10日から令和6年7月23日まで（2週間）

#### 3. 入札参加資格停止措置対象地域：地域2

#### 4. 事実概要

本件は、中国支社発注の「令和4年度 山陽自動車道 広島高速道路事務所管内舗装補修工事」において、令和6年5月24日、舗設作業を行うにあたり、アスファルトフィニッシャー・スクリューの追加装着作業中、高さ調整のため後部のスクリードを降下させた際、作業員が降りてきたスクリードとスクリューとの間に左手が挟まり負傷したもの。

#### 5. 入札参加資格停止措置理由

安全管理措置の不適切により工事関係者事故を発生させたことは、「西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領（平成17年11月30日付要領第96号）」別表第1第7号に該当する。

（参考）西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領別表第1

措 置 要 件	地 域 及 び 期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7 会社の発注にかかる工事等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者事故に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	発生地域について 当該認定をした日から2週間以上4月以内

(参考) 西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領別表第3

地 域 区 分

地域	都道府県
1	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県（※1）、奈良県、和歌山県及び岡山県（※2）
2	兵庫県（※3）、鳥取県、島根県、岡山県（※4）、広島県及び山口県（※5）
3	徳島県、香川県、愛媛県及び高知県
4	山口県（※6）、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県

※1 地域2にかかる部分を除く。

※2 山陽自動車道のうち兵庫県と岡山県の境界から備前インターチェンジまでの区間に限る。

※3 中国自動車道のうち佐用インターチェンジから兵庫県と岡山県の境界までの区間に限る。

※4 地域1にかかる部分を除く。

※5 地域4にかかる部分を除く。

※6 関門橋のうち下関インターチェンジから山口県と福岡県の境界までの区間及び関門トンネルのうち下関市大字棕野から山口県と福岡県の境界までの区間に限る。

○問合せ先：西日本高速道路株式会社 中国支社 総務企画部 経理課